

「特集 施設訪問」第1回 ～こまえ工房こもれび～

あいとぴあセンターの3階の一室に、「こまえ工房こもれび」があります。窓の外は多摩川や西河原公園といった緑豊かな景色が広がっています。これまで「狛江福祉作業所」として親しまれ長い歴史を刻んできましたが、この4月から障害者自立支援法の生活介護事業所として、名前も新たに再



スタートを切りました。
ご利用者の顔ぶれは基本的に変わりありません。また、活動内容も大きな変化はなくスタートしました。
メインはやはり仕事。封入や袋張りなどの受注作業やクッキー製造・販売、喫茶や清掃の出向です。

そのほかにも、プールや音楽教室、ストレッチ、外出、宿泊旅行などの活動を行います。これまでの作業所の良さをしっかり受け継ぐことが出発点です。

変わったことといえば、利用するには障害程度区分判定を受けて発行される障害福祉サービス受給者証が必要なこと、利用契約を結び利用料が発生すること、個別支援計画を立てること、運営主体が「狛江市手をつなぐ親の会」から「社会福祉法人足立邦栄会」になったことなどです。

作業や活動に集中する真剣な時間、笑顔やゆとりにあふれた時間、そのどちらも大切に、一人ひとりがそれぞれの目標に向かって進んでいける場所でありたいと思います。また地域の方達との交流を重ねて、狛江の中でキラリと光る存在になっていきたいと思っています。

なお「狛江第二福祉作業所」は「こまえ工房もえぎ」、「狛江第三福祉作業所」は「こまえ工房こだち」と同時に名前を変え、「こまえ工房こもれび」と三つ合わせて「こまえ工房」です。

これまでの作業所時代からご支援いただいた方、これからこまえ工房の活動を応援していただける方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

所長 徳武 孝



ふくし 福祉だより

第95回 平成21年6月25日発行
編集 狛江市福祉保健部
発行 福祉サービス支援室
TEL 03-3430-1111 FAX 03-3480-1133



「ひかり作業所」では、厨房施設「手づくり工房 赤いエプロン」を新たにオープンいたします。

現在は、安全な食材にこだわって安心して食べられる餃子をお届け出来るように、餃子の味づくりの研究をし、おいさを求めて試行錯誤を繰り返し、毎日奮闘しています。

7月には、お店のお披露目を兼ねた記念バザーを開催し、多くの方に餃子をご試食してもらい、ご意見をいただき、今後の味づくりに活かしていきたいと思ひます。

みなさまのお越しを心よりお待ちしております。

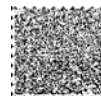
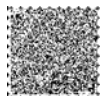
また、8月前半の夏祭には焼き餃子を出品予定で、それ以降皆さんの食卓にお届けできるよう、力を合わせがんばっています。

「餃子のお披露目記念バザー」

【日時】7月19日(日)
午前10時～午後2時30分
【場所】ひかり作業所
岩戸南3丁目11番9号
電話 03-3489-6452



【お願い】バザーに出品する品物を寄付してください。
ご一報いただければ取りに伺います。



しょうがいふくし りよう みな 障害福祉サービスをご利用の皆さまへ

平成21年7月1日から障害者自立支援法等が改正されることにより、障害福祉サービスの利用者負担額の認定において、以下の点が変更になります。

【変更点】

- 利用者負担の軽減にあたり要件としていた資産要件が撤廃されます。
- 入所施設、グループホーム、ケアホームを利用されている方の利用者負担（個別減免及び食費等実費負担）の算定にあたり、心身障害者扶養共済給付金（通称：扶養年金）は、収入認定しないこととなります。

※ 対象となる方には、6月上旬に通知を発送しました。申請がお済みでない方は、お早めに福祉サービス支援室まで提出してください。

あいとぴあセンタープールの開放

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を対象に、あいとぴあセンターのプールを開放しています。

ご利用できる日時は次のとおりです。

○毎週木曜日の午前9時～正午（前期4月～9月・後期10月～3月）

半年ごとの申請登録が必要です。申請受付は3月と9月に福祉サービス支援室にて行います。

○第1・第3日曜日の午前9時～正午または午後1時～4時

1年ごとの申請登録が必要です。申請受付は3月に福祉サービス支援室にて行います。

どちらも登録時に1,000円の実費負担があります。また、希望者が多数の場合には抽選になります。

※ 申請方法など詳細については、福祉サービス支援室までお問い合わせください。

今回の福祉日より、市のホームページでもご覧いただけるようになりました。
<http://www.city.komae.tokyo.jp/>
 ホーム>暮らしのガイド>心身の不自由な方>福祉日より



とえいこうつう みんな えい じょうしゃわりびき 都営交通・民営バスの乗車割引について



都内にお住まいの障がい者が公共交通機関を利用する際に乗車割引が受けられます。

	身体障害者手帳	愛の手帳	精神障害者 保健福祉手帳
都営交通	（都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー）	各手帳所持者に対し、無料乗車券を発行します。ただし、シルバーパス所持者は除きます。手帳をお持ちになって、福祉サービス支援室までお越しください。	
	（普通運賃）	乗車の際に、手帳を乗務員に提示することで半額になります。	
民営バス	（定期券）	「定期券割引購入申込書」を各バス会社の定期券売り場窓口にて提出することで、3割引になります。「定期券割引購入申込書」に関するお問い合わせは、福祉サービス支援室までお願いします。	

※ 介護人（1人まで）も割引が受けられます。（第1種身体・知的障害者、12歳未満の第2種身体・知的障害者に同乗する場合に限りです。）

○都営交通・・・普通券・回数券・定期券が半額（都バスの定期券は3割引）になります。手帳を乗務員または発売所で提示してください。

○民営バス・・・「民営バス乗車割引証」を乗車時に提示することで普通運賃が半額になり、「定期券割引購入申込書」を定期券売り場窓口にて提出することで定期券が3割引になります。割引証や購入申込書の発行については、福祉サービス支援室までお問い合わせください。

※ 申請方法など詳細については、福祉サービス支援室までお問い合わせください。

